

## 理容所・美容所を開設される方に

理・美容所を開設しようとする場合は、理容師法・美容師法の規定により、あらかじめ開設届を届け出て、その構造設備の確認を受けなければなりません。

については、次の事項に注意して届出を行ってください。

なお、理・美容所関係には、次の組合があります。

広島県理容生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 082-296-1001

広島県美容業生活衛生同業組合 広島市中区河原町 1-26 広島県環衛ビル 082-296-2220

## 1 開設届

営業施設は「構造設備基準」に適合しなければなりません。

営業開始後は、「衛生上必要な措置基準」が定められていますので、十分に内容を理解の上、施設の設計・営業の準備を行ってください。

また、施設の確認検査を営業開始前に行いますので、おおむね営業開始予定日の10日程度前までに届け出てください。

なお、補助業務従事者（通信教育中の者を含む。）の業務範囲は、清掃、タオル絞り、道具整理等であり、理・美容師免許を持たない者は、染毛、洗髪等を含めて客に接する業務には従事できません。

検査手数料（平成27年4月1日現在） 16,000円

※庄原市指定の納付書により、検査手数料相当額を納付すること。

## 【添付書類】

診断書	従事する理・美容師全員のもの 「結核」及び「感染性の皮膚疾患*」について、発行日が3ヶ月以内のもの
平面図	作業場、待合所 … 寸法を記載（内寸で記載） ※次のものを明示すること。 消毒設備、換気設備、手洗設備、洗い場、洗髪器、理・美容いす、スタンド式ドライヤー・セット台等の大型器具、ワゴン、キャビネット類、既消毒・未消毒器具入れ、汚物箱、毛髪箱
施設付近の見取図	施設の位置を明示したもの
有資格者を証する書類	◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し（理・美容師が2名以上従事する場合）……………原本は確認後、返却します。 ◆従事する理・美容師全員の理・美容師免許証……………原本は確認後、返却します。 ※各々免許証明書でも可。
外国人登録原票記載事項証明書（旧称：外国人登録済証明書）	外国人による届出の場合
登記事項証明書	法人による届出の場合……………原本は確認後、返却します。

※感染性の皮膚疾患には、でんせんせいのかいしん伝染性膿痂疹（トビヒ）、たんじゅんせいほうしんとうぶはくせん単純性疱疹頭部白癬（シラクモ）、かいせん疥癬等があります。

## 2 各種届出

営業開始後に次の(1)～(3)の事項が生じた場合は、届け出てください。

## (1) 変更届

申請書等に記載した事項を変更した場合、速やかに届け出ること。

例：営業者の氏名（結婚等による）、営業者の住所、営業施設の名称、構造設備 等

※開設者の変更、店舗の移動、拡張その他大幅な構造設備の変更等の場合、新規の開設扱いとなるので、必ず事前に連絡・相談を行ってください。

## 【変更事項／添付書類】

営業者の氏名（結婚等）	戸籍抄本等を確認します。（確認後、返却します。）
営業者の住所	なし

営業施設の名称	なし
法人が営業者の場合の法人の名称、事務所所在地、代表者氏名	登記事項証明書（確認後、返却します。）
管理理・美容師の氏名、住所、従事理・美容師の氏名、登録番号、その他の従業者の氏名 （※ 雇入だけではなく解雇の場合も届出必要。）	（有資格者の雇入による変更の場合） ◆管理理・美容師資格認定講習会修了証の写し又は修了証明書 ……原本は確認後、返却します。 ◆理・美容師免許証又は免許証明書 ……原本は確認後、返却します。 ◆診断書 ……「1 開設届」の項参照。
構造設備	変更前後の平面図
従事理・美容師が結核、感染性の皮膚疾患その他指定の感染性疾患の有無	診断書（結核、皮膚疾患その他指定の感染性疾患に理・美容師が罹患した場合、又は当該疾病が治癒した場合）

## (2) 廃止届

営業を廃止した場合は、速やかに届け出ること。

### 【添付書類】

確認証（営業を廃止した場合）

## (3) 承継届

相続又は合併・分割により、営業者の地位を承継した場合は、遅滞なく届け出ること。

### 【添付書類】

相続の場合	◆戸籍謄本 ※相続人のすべてがわかるもの ◆相続人全員の同意書 ※相続人が承継者本人のみの場合は不要
合併・分割の場合	登記事項証明書

## 3 その他（理・美容師免許関係）

理・美容師免許及び管理理・美容師資格認定講習会修了証に関する新規申請、再交付、訂正等並びに理・美容師名簿の登録関係事務は、財団法人理容師美容師試験研修センターが行っており、次のところに相談してください。

さい。

（中国ブロック事務所）

〒730-0031

広島市中区紙屋町 1-2-27 広島日興ビル 6 階

（公財）理容師美容師試験研修センター 中国ブロック事務所

電話 082-236-1150

（本部）

〒135-8507

東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティアビル B 棟 9 階

（公財）理容師美容師試験研修センター 免許登録担当係

電話 03-5579-0911

ホームページ <http://www.rbc.or.jp>